

三河港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成26年10月

三河港港湾管理者
愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年3月 第32回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I. 変 更 理 由	1
II. 土地造成及び土地利用計画	
II-1. 土地造成計画	2
II-2. 土地利用計画	2

I. 変更理由

輸入完成自動車の取扱いの増加に対応するため、明海地区の土地造成及び土地利用計画を変更する。

II. 土地造成及び土地利用計画

輸入完成自動車の取扱いの増加に対応するため、明海地区の土地造成及び土地利用計画を変更する。

II-1. 土地造成計画

土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
明海地区	(11) 11	(10) 10	(12) 12			(12) 12	(45) 45

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

II-2. 土地利用計画

土地利用計画

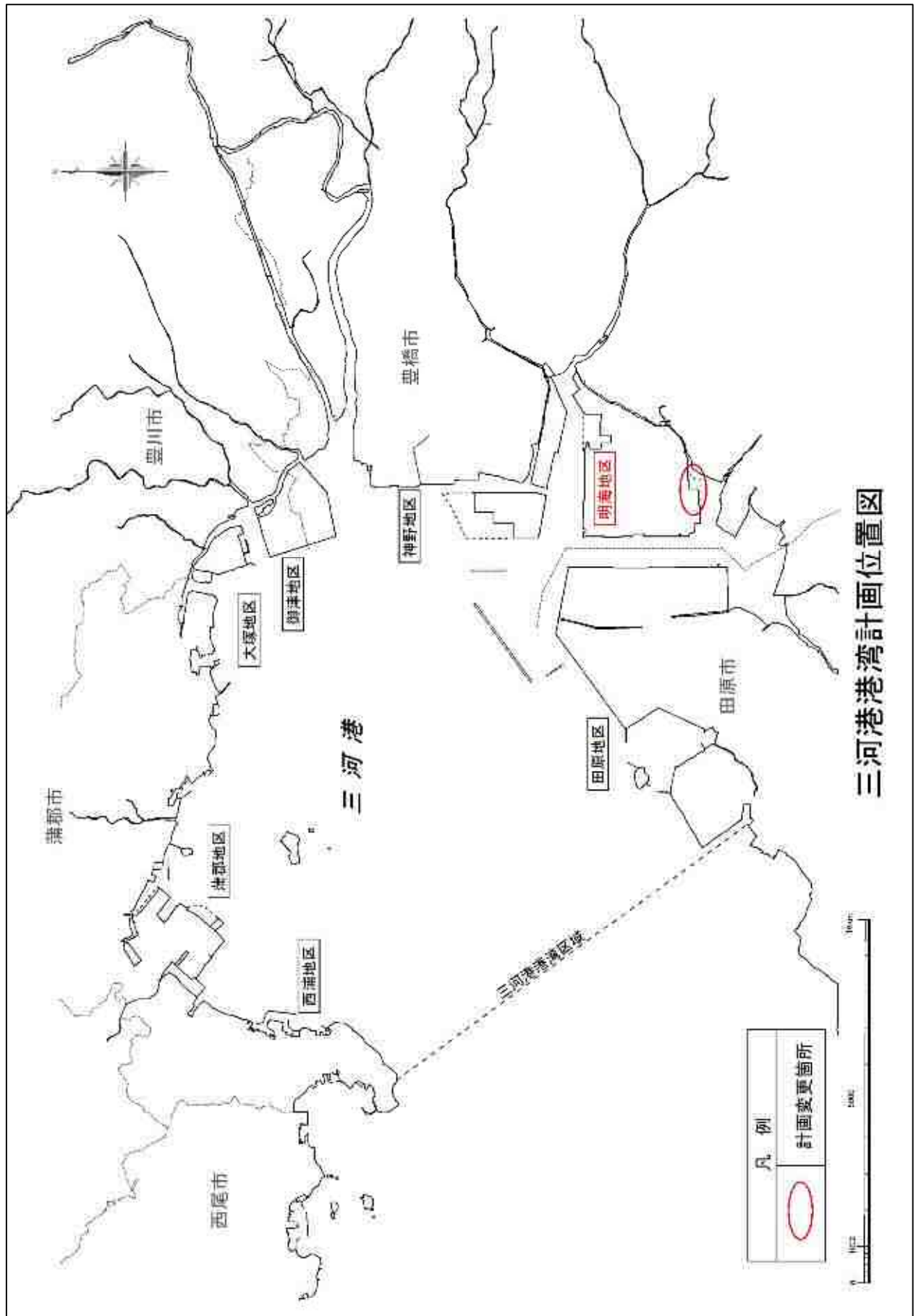
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
明海地区	(32) 32	(10) 10	(614) 614	(4) 25	(11) 24	(12) 12	(683) 718

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

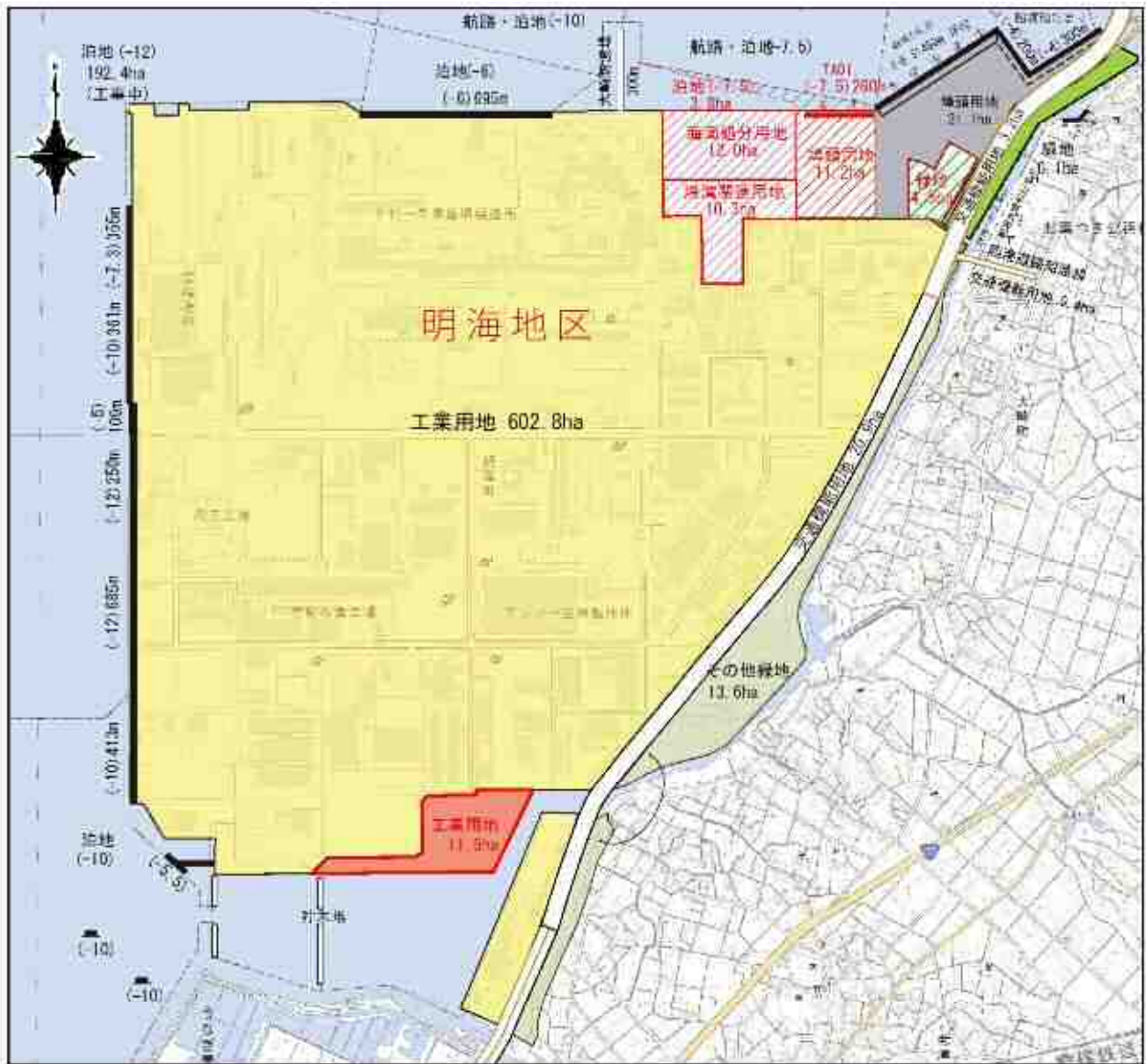
注2) 端数処理の関係により、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



三河湾湾域計画位置図

三河港港湾計画図(明海地区)



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	外郭施設 (既設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既設)
	小型さん橋 (既設)
	係留浮標 (既設)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑地 (既定計画)
	その他緑地 (既設)
	臨港道路 (既設)
	その他道路 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	その他の用地 (既定計画)
	その他の用地 (既設)



S = 1 : 25,000

